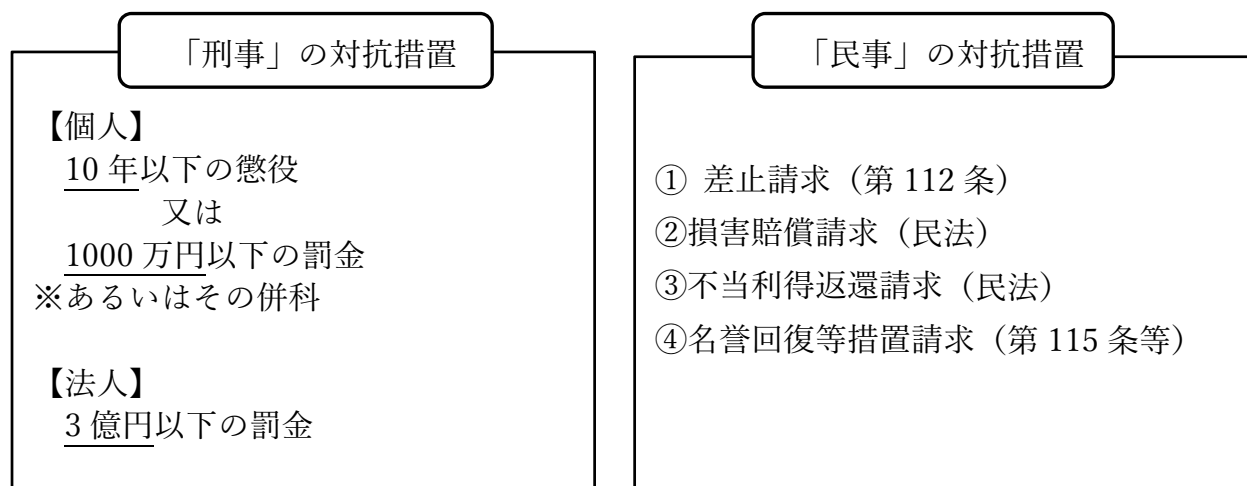


14 著作権が「侵害」された場合の対抗措置

自分の著作物が無断でコピー・販売されたり、インターネットで送信されたりした場合など、「著作権者の権利」や「著作隣接権」が侵害された場合には、権利者は、次のような対抗措置をとることができます。



（1）「刑事」の対抗措置

① 原則

【個人】

著作権、出版権、著作隣接権の侵害は「犯罪行為」であり、権利者が「告訴」を行うことを前提として、「10 年以下の懲役」又は「1000 万円以下の罰金」（懲役と罰金の併科も可）という罰則規定が設けられています（第 119 条第 1 項）。

【法人】

企業などの法人等による侵害（著作者人格権や実演家人格権の侵害を除く）の場合には、「3 億円以下の罰金」とされています。

（注）「親告罪」と「非親告罪」

他人の著作物を利用する行為は、客観的には「了解を得ているかどうか」が不明であり、仮に了解を得ていないとしても、権利者が黙認している場合は問題とならないため、警察等による取り締まりには、原則として権利者による「告訴」が必要（親告罪）とされています（第 123 条第 1 項）。

ただし、第 119 条第 1 項の著作権等侵害罪のうち一定の要件に該当する場合に限り、著作権者等の告訴がなくとも公訴を提起することができること（非親告罪）としています（第 123 条第 2 項）。例えば、海賊版 DVD を販売して、その販売代金として利益を得る行為等が該当します。

② その他の罰則

前記の原則のほか、次のような行為についても、それぞれ刑事上の罰則が定められています。

行為	親告罪／ 非親告罪	罰則
著作者人格権又は実演家人格権を侵害すること（第119条第2項第1号）	親告罪	「5年以下の懲役」 又は 「500万円以下の罰金」 （併科も可）
営利を目的として「公衆向けのダビング機」を設置し、音楽CDのコピーなど（著作権の侵害となること）に使用させること（第119条第2項第2号）	親告罪	
「著作権の侵害とみなされる行為」（後述（3）参照）を行った者（第119条第2項第3号）	親告罪	
違法にアップロードされた著作物（侵害コンテンツ）へのリンク情報を集約した、いわゆる「リーチサイト」を公衆へ提示すること（第119条第2項第4号）（【参考1】を参照）	親告罪	
違法にアップロードされた著作物（侵害コンテンツ）へのリンク情報を集約した、いわゆる「リーチアプリ」を公衆へ提供等すること（第119条第2項第5号）（【参考1】を参照）	親告罪	
プログラムの違法複製物を電子計算機において使用する行為（第119条第2項第6号）	親告罪	
小説などの原作者（著作者）が亡くなった後に、その小説の内容や原作者名を勝手に変えたり、実演家が亡くなった後に実演家の芸名を変えたりするようなこと（第120条）	非親告罪	「500万円以下の罰金」
コピーガードキャンセラーやDVD等に施されている暗号型の保護技術を解除するプログラム、不正なコンテンツの視聴を制限する技術を回避する機器など「著作物のコピー防止機能や不正アクセス防止機能を解除することを目的とした機器やプログラム」を頒布したり、製造、輸入、所持したりすること。また、このプログラムをインターネット上に掲載することも対象となります（第120条の2第1号）	非親告罪	「3年以下の懲役」 又は 「300万円以下の罰金」 （併科も可）

1 4. 著作権が「侵害」された場合の対抗措置

「コピー防止機能や不正アクセス防止機能などを解除すること」を事業として行った者（第120条の2第2号）	非親告罪	「3年以下の懲役」 又は
「著作権の侵害とみなされる行為」（後述（3）参照）を行った者（第120条の2第3号～第6号）	親告罪	「300万円以下の罰金」 （併科も可）
私的使用の目的をもって、録音録画有償著作物等（※）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らそのことを知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者（第119条第3項第1号）	親告罪	「2年以下の懲役」 又は 「200万円以下の罰金」 （併科も可）
私的使用の目的をもって、音楽・映像以外の著作物の著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製を、自らそのことを知りながら行って著作権を侵害する行為（軽微なもののダウンロード等の一定の場合を除く）を継続的に又は反復して行った者（第119条第3項第2号）（63頁参照）	親告罪	
著作者名を偽って著作物を頒布すること（第121条）	非親告罪	「1年以下の懲役」 又は 「100万円以下の罰金」 （併科も可）
原盤供給契約による商業用レコードを複製・頒布すること（第121条の2）	親告罪	「1年以下の懲役」 又は 「100万円以下の罰金」 （併科も可）

※「録音録画有償著作物等」とは、録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいいます。

(2)「民事」の対抗措置

① 差止請求

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、侵害者の故意又は過失を問わず、「侵害行為の停止」を求めることができます。また、侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができます（第112条、第116条）。

②損害賠償請求

侵害を被った者は、故意又は過失によって他人の権利を侵害した者に対して、その損害を賠償するよう請求することができます（民法第709条）。

③不当利得返還請求

侵害を被った者は、他人の権利を侵害することにより、利益を受けた者に対して、侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には「その利益が残っている範囲での額」を、知っていた場合には「利益に利息を付した額」を、それぞれ請求することができます（民法第703条、第704条）。

例えば、自分で創作した物語を無断で出版された場合、その行為者に故意又は過失がなくても、その出版物の売上分などの返還を請求できます。

④名誉回復等の措置の請求

著作者又は実演家は、侵害者に対して、著作者等としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができます（第115条、第116条）。

例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たります。

(3) 著作権の侵害とみなされる行為

次のような行為は、直接的には著作権の侵害には該当しませんが、実質的には著作権の侵害と同等のものであるので、法律によって「侵害とみなす」こととされています。

権利侵害物の輸出入・使用等	権利侵害物等へのリンク提供等	人格的利益を害する行為	その他
① 権利侵害物の輸入 (第1項第1号)	④ リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツへのリンク提供行為 (第2項) ⑤ リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為 (第3項)	⑥ 名誉・声望を害する利用 (第11項)	⑦ アクセスコントロールの回避行為 (第6項)
② 権利侵害物の配布・輸出等 (第1項第2号)			⑧ 不正なシリアルコードの譲渡・貸与等 (第7項)
③ 著作権侵害プログラムの業務上使用 (第5項)			⑨ 権利管理情報の改変等 (第8項)
			⑩ 音楽レコードの還流行為 (第10項)

- ① 外国で作成された海賊版（権利者の了解を得ないで作成されたコピー）を国内において販売や配布する目的で「輸入」すること（第113条第1項第1号）
- ② 海賊版を、海賊版と知っていながら、「販売・配布・貸与」すること、販売・配布・貸与する目的で「所持」すること、販売・配布・貸与をする旨の「申出」をすること、継続・反復して「輸出」すること、継続・反復して輸出する目的で「所持」すること（第113条第1項第2号）
- ③ 海賊版のコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで業務上使用すること（使用する権原を得たときに海賊版と知っていた場合に限られます）（第113条第5項）
- ④ 違法にアップロードされた著作物（侵害コンテンツ）へのリンク情報を集約した、いわゆる「リーチサイト」や「リーチアプリ」において、侵害コンテンツへのリンクを提供すること（（第113条第2項～4項）（【参考1を参照】）
- ⑤ リーチサイトを運営する行為やリーチサイトアプリを提供すること（第113条第2項～4項）（【参考1を参照】）
- ⑥ 著作者の「名誉・声望を害する方法」で、著作物を利用すること（第113条第11項）

- ⑦ 不正なコンテンツの視聴を制限する技術的手段（いわゆる「アクセスコントロール」）を、権限なく回避すること（技術的手段に関する研究や技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合や著作権者等の利益を不当に害しない場合を除きます）（第 113 条第 6 項）
- ⑧ ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードを公衆に「譲渡・貸与」すること、譲渡・貸与する目的で「製造・輸入・所持」すること、公衆の使用に供すること、「公衆送信・送信可能化」すること（第 113 条第 7 項）（【参考 2】を参照）
- ⑨ 著作物等に付された「権利管理情報」（「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報）を不正に、付加、削除、変更すること。（権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを知っていながら、販売、送信することも対象）（第 113 条第 8 項）
- ⑩ 国内で市販されているものと同一の市販用音楽 CD などを、輸入してはいけないことを知りつつ、国内で販売するために「輸入」し、「販売・配布」し、又はそのために「所持」すること（販売価格が安い国から輸入される音楽 CD などであること、また国内販売後 7 年を超えない範囲内で、政令で定める期間を経過する前に販売等されたものであること、などの要件を満たす場合に限られます）（第 113 条第 10 項）

【参考 1】リーチサイト対策に関する著作権法の改正について

令和 2（2020）年に著作権法が改正され、リーチサイト対策に関する改正事項が令和 2 年 10 月 1 日から施行されました。

この改正は、侵害コンテンツへのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」を規制するものです。

具体的には、悪質なリーチサイト・リーチアプリを「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するもの」及び「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるもの」として規定（第 113 条第 2 項第 1 号、第 2 号）した上で、リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為を刑事罰（5 年以下の懲役等：親告罪）の対象とする（第 119 条第 2 項第 4 号、第 5 号）とともに、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為を、著作権等を侵害する行為とみなし、民事措置（第 113 条第 2 項）及び刑事罰（3 年以下の懲役等：親告罪）の対象（第 120 条の 2 第 3 号等）としています。

【参考2】アクセスコントロールに関する保護の強化に関する著作権法の改正について

令和2（2020）年に著作権法が改正され、アクセスコントロールに関する保護の強化に関する改正事項が令和3年1月1日から施行されました。

この改正は、コンテンツの不正利用を防止する「アクセスコントロール」の保護に関して、シリアルコードを利用したライセンス認証など最新の技術に対応できるよう規定が整備されました。

具体的には、平成30年の不正競争防止法の改正と同様、アクセスコントロールに関して、（i）定義規定の改正（ライセンス認証など最新の技術が保護対象に含まれることを明確化）、（ii）ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードの提供等に対する規制（著作権等の侵害とみなす行為に追加）を行いました。

（ii）について、具体的には、不正なシリアルコードを公衆に「譲渡・貸与」すること、譲渡・貸与する目的で「製造・輸入・所持」すること、公衆の使用に供すること、「公衆送信・送信可能化」することが、著作権等を侵害する行為とみなされます（第113条第7項）。また、当該行為を行った者は、刑事罰の対象（3年以下の懲役等：親告罪）となります（第120条の2第4号）。

（4）紛争解決あっせん制度

著作権等に関する紛争が生じた際、第三者が関与して解決する制度としては、訴訟、民事調停法に基づく調停制度などがあります。これらのほかに、著作権等に関する紛争の特殊性から、実情に即した簡易、迅速な解決を図るために、著作権法においては、「紛争解決あっせん制度」（以下「あっせん」とする）が設けられています（第105条～第111条）。

あっせんは、著作権法に規定する、著作者人格権、著作者の権利、著作隣接権などに関する紛争であれば、どのような内容でも文化庁に申請することができます。

申請は紛争当事者の両者が行うことが原則ですが、一方の当事者のみの申請であっても、他の当事者が同意すれば、あっせんは行われます。

あっせんは、あっせん委員により、申請のあった内容について、当事者を交えて、実情に即した解決を目指して行われます。争点があまりにもかけ離れているなど解決の見込みがないときは、あっせんが打ち切られることがあります。

また、あっせん委員により得られたあっせん案を、受け入れるかどうかは当事者の自由意思によります。

「あっせん申請の手引き」（文化庁 HP に掲載）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/funsoshori.ht>

